

競技・種目及び障害・年齢区分

競技種目(個人競技)

○陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング

競技種目(団体競技)

○バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、グラントソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボール

・年齢区分(4月1日現在)

(1)身体障害者

1部(39才以下)

2部(40才以上)

(2)知的障害者

少年の部(19才以下)

青年の部(20才~35才)

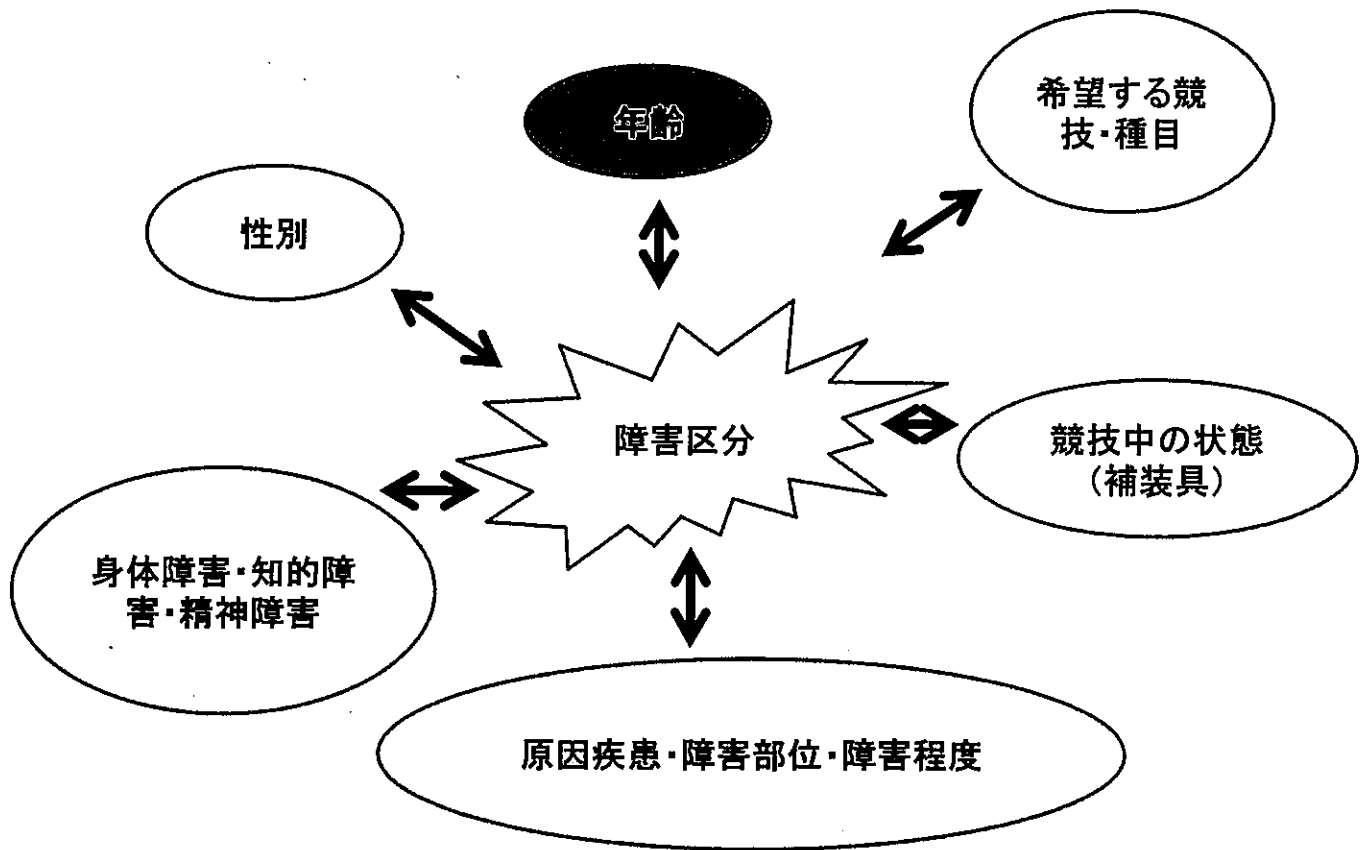
壮年の部(36才以上)

※個人競技のアーチェリー(コンパウト)とフライングディスクは、競技時に年齢区分はありません。

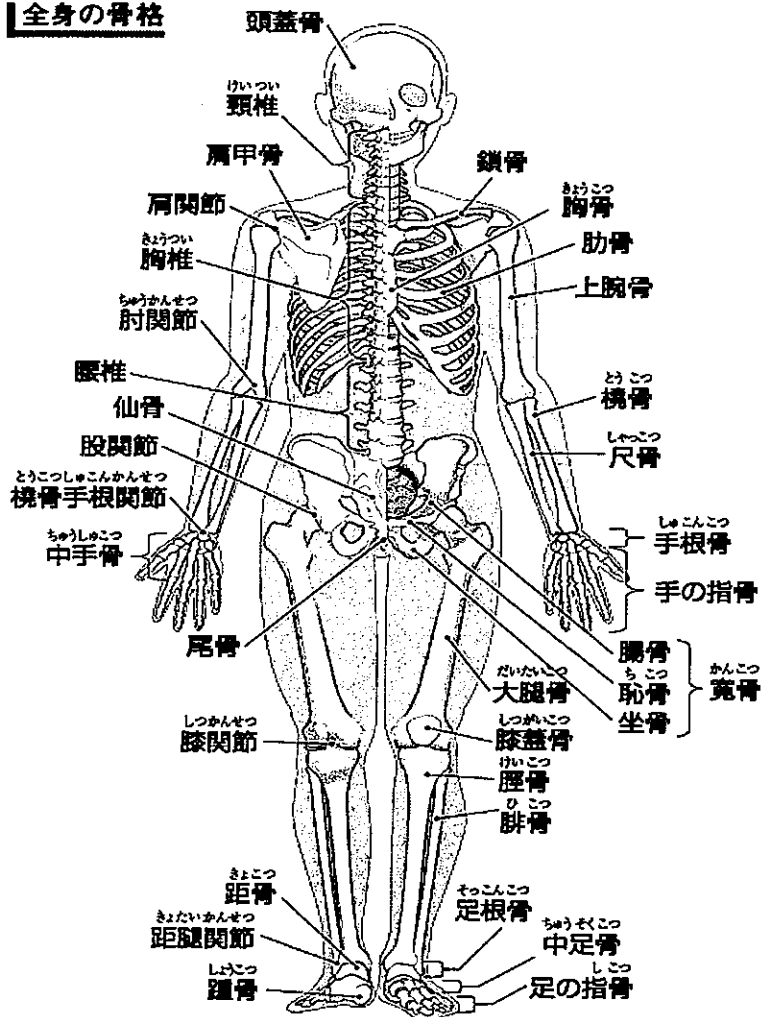
障害区分とは

- 様々な機能障害を持つ障害者が公平に競技をするためのシステム
- 身体障害者の大会でのクラス分け
国際大会 : クラス分け
全国障害者スポーツ大会: 障害区分

障害者手帳を参考にし、障害の種類以外にも、年齢や障害の実際や競技中に使用する装具の有無と種類等を確認する必要がある。



全身の骨格



機能障害

完全

- 上肢や下肢の大きな3つの関節(肩・肘・手関節または股・膝・足関節)の機能が損傷を受け、下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないもの

※サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害がある場合は、最も上位の障害部位(上腕)の切断でも機能障害として扱ってもよい

不完全

- 1関節または2関節の機能の障害(上肢:肩関節・肘関節・手関節、下肢:股関節・膝関節・足関節)

※3関節(片下肢)に障害があっても長下肢装具を使用せず、立位歩行ができる場合は、「不完全」

第6頸髄まで残存

- 車いす使用の四肢麻痺
- 屋外で車いす駆動可能な最重度
- 肩関節の筋力はほぼ正常
- 肘を曲げる上腕二頭筋は機能、肘を伸ばす上腕三頭筋は機能しない
- 手関節の背屈は可能、指の筋肉は機能しない

● 第7頸髄まで残存

完全麻痺の場合は上肢・下肢・体幹麻痺

第6頸髄まで残存よりは上肢の運動性に優れている。

肩関節と肘関節の筋力はほぼ正常で、指伸筋も機能するため指を伸ばすことができる。

パーができる。

● 第8頸髄まで残存

完全麻痺の場合は上肢・下肢・体幹麻痺

上肢の麻痺は軽度・・・つまみ動作、キツネができない。

下肢麻痺で座位バランスなし

- 上肢機能は正常
- 胸髄の上部(概ね第1胸髄節から第7胸髄節)の損傷 腹壁と腰部の筋肉が機能しないため、背もたれののないいすでは安定して座ることができない。
- 背もたれの高い車いすを使用している。

下肢麻痺で座位バランスあり

- 胸髄の下部(概ね第8胸髄節以下)から第2仙髄節までの損傷
- 背もたれの低い車いすでも安定して座ることができる。
- ※腹壁の機能を調べるためには「へそ」の位置の知覚レベル(第10胸髄節に該当)の有無が判断基準
- ※筋ジストロフィー症やポリオやギランバレーなどの疾患による四肢麻痺または両下肢麻痺による車いす使用は、残存機能や座位バランスなどに留意して、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。

その他

- 脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者
- 下肢切断や下肢の変形のため車いすを使用し、競技する場合は該当

※「車いす常用」とは日常生活で常に車いすを使用していること「車いす使用」とはスポーツの場面のみ車いすを使用

脳原性麻痺

- 「何だかの脳の機能障害により身体障害が生じたものの総称」

脳性麻痺・脳血管障害・頭部外傷等

片麻痺

両麻痺 …… 四肢麻痺に比べ両麻痺

四肢麻痺 の方が上肢障害が軽度

アトーゼ型: 安静時の筋緊張は低下しているが活動中は過緊張となり随意運動が困難となる。

<参考>障害区分の解説

■肢体不自由1

			障害区分名	解説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上肢の切断者
		機能障害	片上肢不完全	一側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	一側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
			両下腿	両側の下腿の切断者	
			両大腿	両側の大腿の切断者	
			片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
			片下肢不完全	一側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
		機能障害	片下肢完全	一側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			上下肢	切断	片上肢および片下肢
多肢切断	三肢以上の切断者				
機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者			
	片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者			
体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注1】		

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
	その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）		
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適応になる）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	

【注2】「座位バランス」の判断は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	日常動作において片側の upper limb と下肢で車いすを駆動させる者
			上肢で車いす使用	上肢による車椅子使用者【注4】
		立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
	その他走可能		【注5】	
	水泳	四肢麻痺（車いす常用）		四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能		意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
		両下肢麻痺		両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能		上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
		片側障害で片上肢機能全廃		片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
		その他の片側障害で走不能		片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
		その他走可能		上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
その他	電動車いす常用（陸上）		四肢体幹機能障害等により日常生活で常に電動車いすを使用している者	
	浮具使用（水泳）		重度の四肢体幹障害をもつもので、浮具を使用する者	

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

■視覚障害

視覚障害	視力0から光覚弁まで	【注6】
	視力手動弁から0.03まで	
	視野5度以内	
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判断する

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

[障害区分の説明]

(1) 肢体不自由者の障害区分

- 1 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）。
- 2 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）。
- 3 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- 4 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- 5 関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
- 6 完全とは、上肢または下肢の大きな3大関節（肩・肘・手関節または股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 7 サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- 8 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面のみに車いすを使用していることをいう。
- 9 切断・機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- 10 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす使用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 11 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。

(2) 視覚障害の視力は、両眼の和ではなく、良い方の視力で判断される。また、視野は、5度とそれ以上に区分される。

(3) 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。